

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



提出者

住所 千葉県野田市野田110番地  
氏名 キッコーマン食品株式会社 野田工場  
常務執行役員 野田工場長 大浦 雅己  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 04-7123-5134

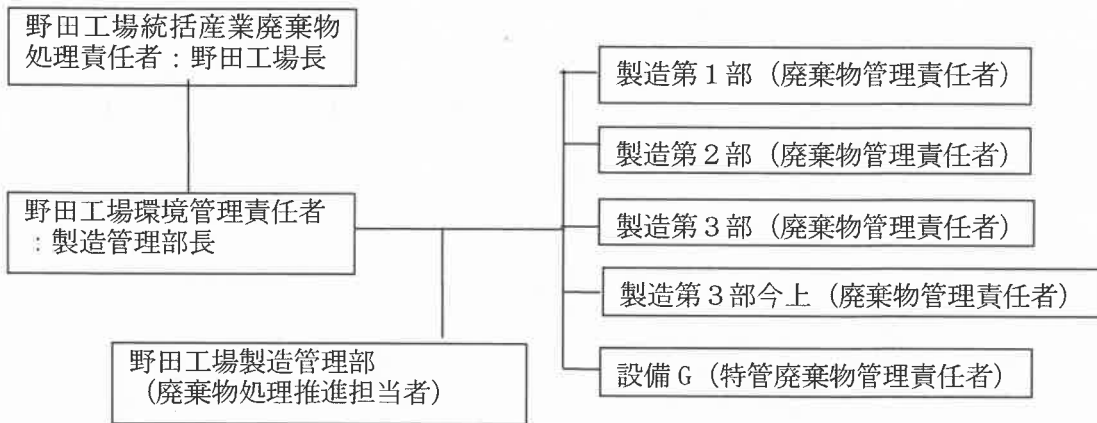
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	キッコーマン食品株式会社 野田工場
事業場の所在地	千葉県野田市野田110番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
②事業の規模	前年度製造品出荷額 32.1億円
③従業員数	193名(正社員：178名、嘱託社員：5名、パート社員：10名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙4～6のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙1のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	排出量	39 t	91,453 t
	(これまでに実施した取組) 廃プラスチック類について ・分別の徹底。 汚泥について ・排水処理の適正な運転管理により、汚泥の低減を図る。 ・12月に製造第2部の汚泥脱水機の更新実施。		
② 計画	【目標】 「別紙1のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	排出量	40 t	90,000 t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラスチック類：現在の取組みを継続して行く。 汚泥：汚泥含水率低減の継続を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物置場を区分けし、異なる種類の廃棄物が混ざらないように分別化を図っている。 廃棄物管理者による定期的な巡回を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在行っている分別を継続していく。

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	956 t	—
	(これまでに実施した取組) 製造工程で発生するしょうゆ油を自社ボイラー燃料に再利用。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	950 t	—
	(今後実施する予定の取組) 今後も継続してしょうゆ油を自社ボイラーの燃料に再利用し、併せてCO <sub>2</sub> 削減を図る。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	87,460 t	—
(これまでに実施した取組) 汚泥含水率の低減。 排水処理の適正な運転管理。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	86,600 t	—
(今後実施する予定の取組) 継続して汚泥含水率の低減を図る。(凝集剤の効果的使用・選定等。)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) 埋立て処分・海洋投入処分の実績はありません。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 埋立て処分・海洋投入処分の計画はありません。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙2のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	全処理委託量	39 t	3,993 t
	優良認定処理業者への処理委託量	37 t	3,993 t
	再生利用業者への処理委託量	39 t	3,993 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自社にて産業廃棄物処理が出来ないため業者に委託。委託する処理業者選定の理由に再生利用が可能か否か、また、優良認定処理業者か等を選択基準の項目に設けている。処理業者へは、処理状況の視察や情報交換など定期的実施。(自社でガイドラインを設けている。)		

	【目標】 「別紙3のとおり」		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
② 計画	全処理委託量	40 t	3,400 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	40 t	3,400 t
	再生利用業者への 処理委託量	40 t	3,400 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラスチック類について ・現状の処理委託を継続するとともに、分別の徹底などの取組みにより処理委託量(廃棄物)の削減を図る。 汚泥について ・自社内脱水機及び排水処理の効率的な運転管理を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
	① 現状	【前年度（令和4年度）実績】				
		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃油	木くず	—
		排出量	400 t	957 t	1 t	—
		（これまでに実施した取組） 動植物性残さ：製造工程で発生するしょうゆ油を自社内ボイラー燃料として再利用。 廃油：リサイクルできる鉱物油系廃油の処理に関し、有償化を図る。 木くず：原料納入時等の木製パレットは、有償物として再生利用。				
	② 計画	【目標】				
		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃油	木くず	—
排出量		350 t	950 t	1 t	—	
（今後実施する予定の取組） 動植物性残さ：原料・製麴工程を見直し、排出量の削減を図る。 ：脱水機を設置し、水分の多い残さの減量化を図る。（8月頃設置予定） 廃油：清澄設備においてしょうゆ油を効率よく分離し、植物油系廃油の削減を図る。 木くず：引き続き排出量削減を推進していく。						

別紙2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃油	木くず	—
	全処理委託量	400 t	1 t	1 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	372 t	0 t	1 t	—
	再生利用業者への 処理委託量	372 t	1 t	1 t	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	28 t	0 t	0 t	—
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>動植物性残さ：分別を徹底し、有価物にならないものは中間処理業者によって堆肥化を図る。</p> <p>廃油：新清澄設備の導入により、効率的なしょうゆ油の分離を図る。</p> <p>木くず：再生利用業者と新規の委託契約締結（優良認定処理業者）</p>				

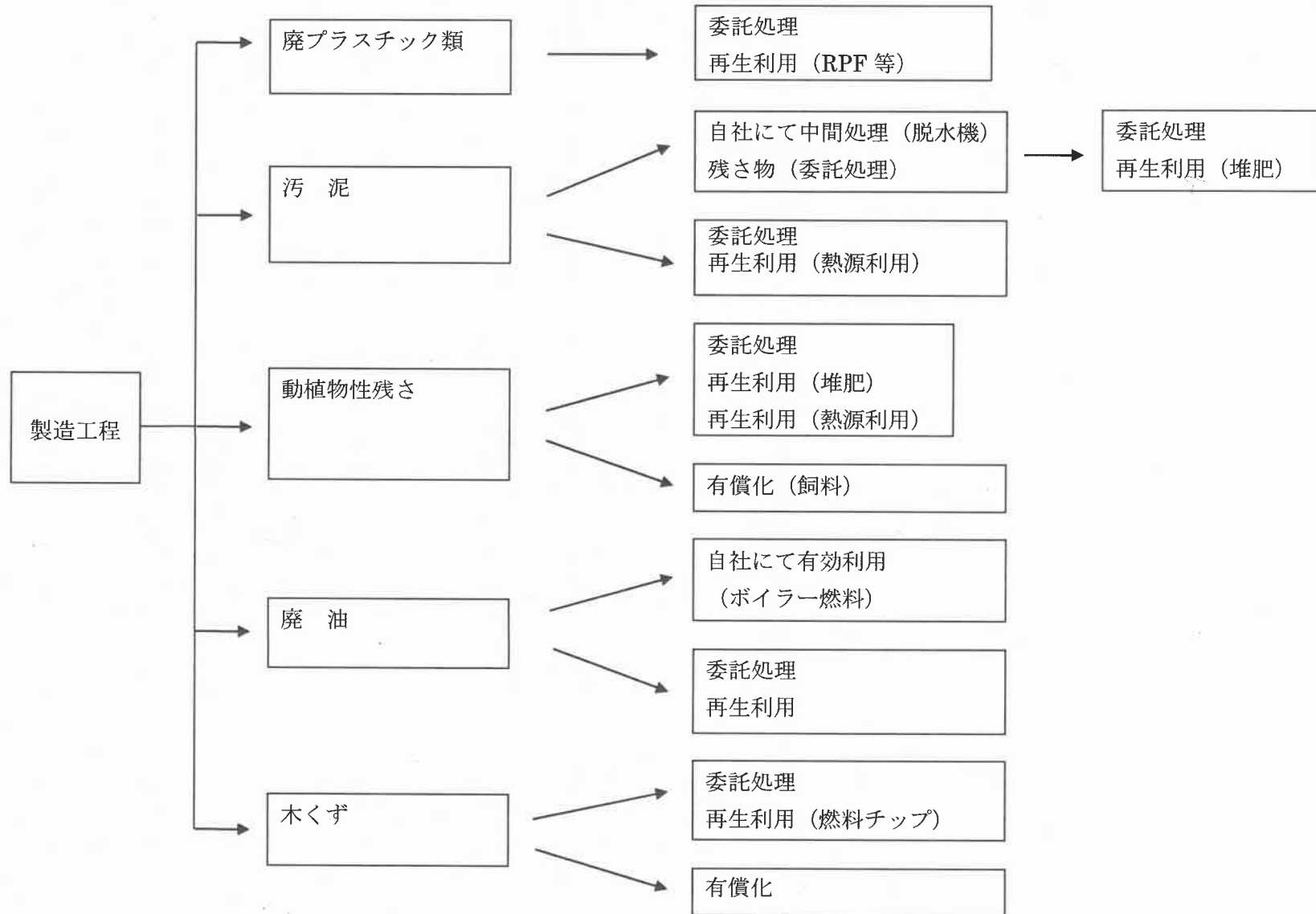


別紙3

② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃油	木くず	—
	全処理委託量	350 t	10 t	1 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	320 t	0 t	1 t	—
	再生利用業者への 処理委託量	320 t	10 t	1 t	—
	認定熱回収業者への処 理委託量	0 t	0 t	0 t	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	30 t	0 t	0 t	—
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>動植物性残さ：水分を含むものについては、含水率の低減を図る。(8月頃脱水機設置予定)</p> <p>廃油：植物系廃油について、澱(オリ)や水分が混入しないよう分離を徹底する。</p> <p>木くず：引き続き排出量削減を推進していく。</p>				

### 産業廃棄物の一連の処理の工程

[キッコーマン食品(株) 野田工場]



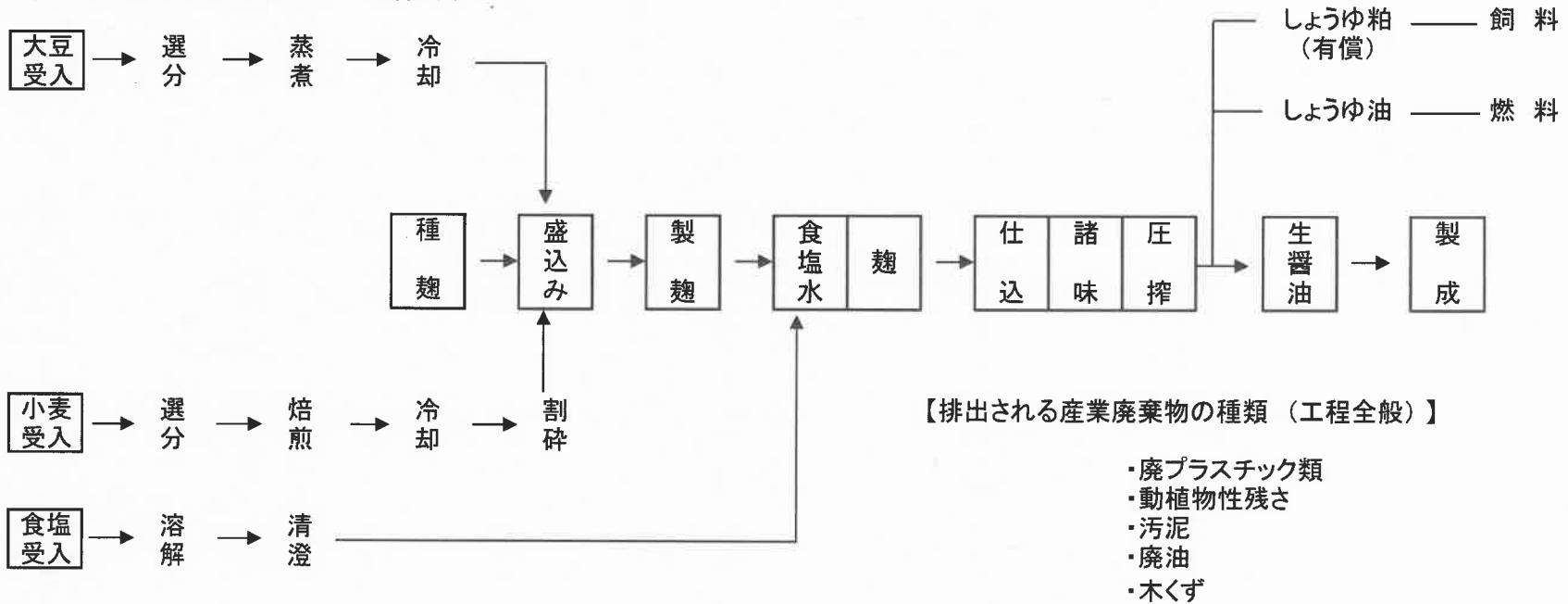
別紙5

事業工程図

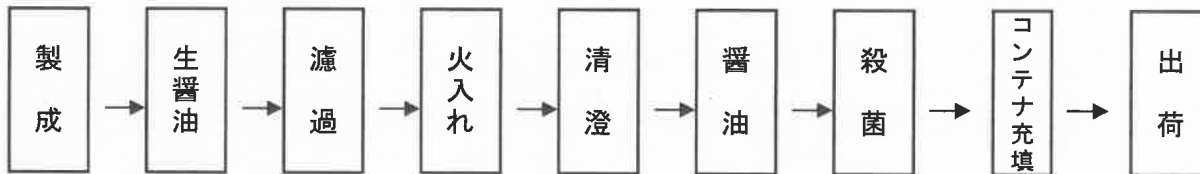
〔キッコーマン食品(株) 野田工場〕

しょうゆ製造工程図

(原料処理工程～製麴～仕込～压榨・製成)



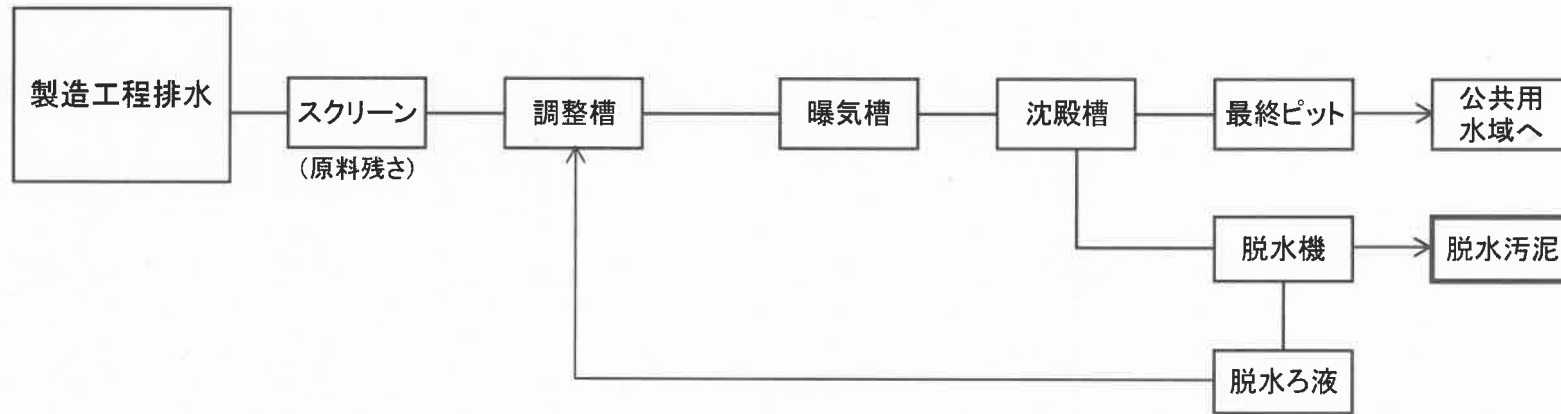
(製成工程～詰・包装工程～出荷)



別紙6

排水処理工程図

〔キッコーマン食品(株) 野田工場〕



【排出される産業廃棄物の種類】

- ・汚泥
- ・動植物性残さ